

(案)

横浜港港湾計画書

— 一部変更 —

令和2年12月

横浜港港湾管理者

横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・令和元年 12月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 臨港交通施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
その他重要事項	4
1 大規模地震対策施設計画	4

変更理由

- 1) 山下ふ頭の再開発に対応するため、山下ふ頭地区において、臨港交通施設計画及び土地利用計画、大規模地震対策施設計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾の各施設を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

1 - 1 道路

臨港道路山下線

[新規計画]

起点 山下町第39号線

終点 山下ふ頭埠頭用地 4車線

土地造成及び土地利用計画

山下ふ頭地区において、港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
山下ふ頭	1			41	(5) 5	(1) 1 [1]			(6) 47 [1]

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

また、[]は2階レベルの土地利用計画で外数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

単位：h a

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
山下ふ頭	1			42	(4) 4	(1) 1 [1]			(5) 47 [1]

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

また、[]は2階レベルの土地利用計画で外数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

1 大規模地震対策施設計画

1-1 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

既設の施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

山下ふ頭地区

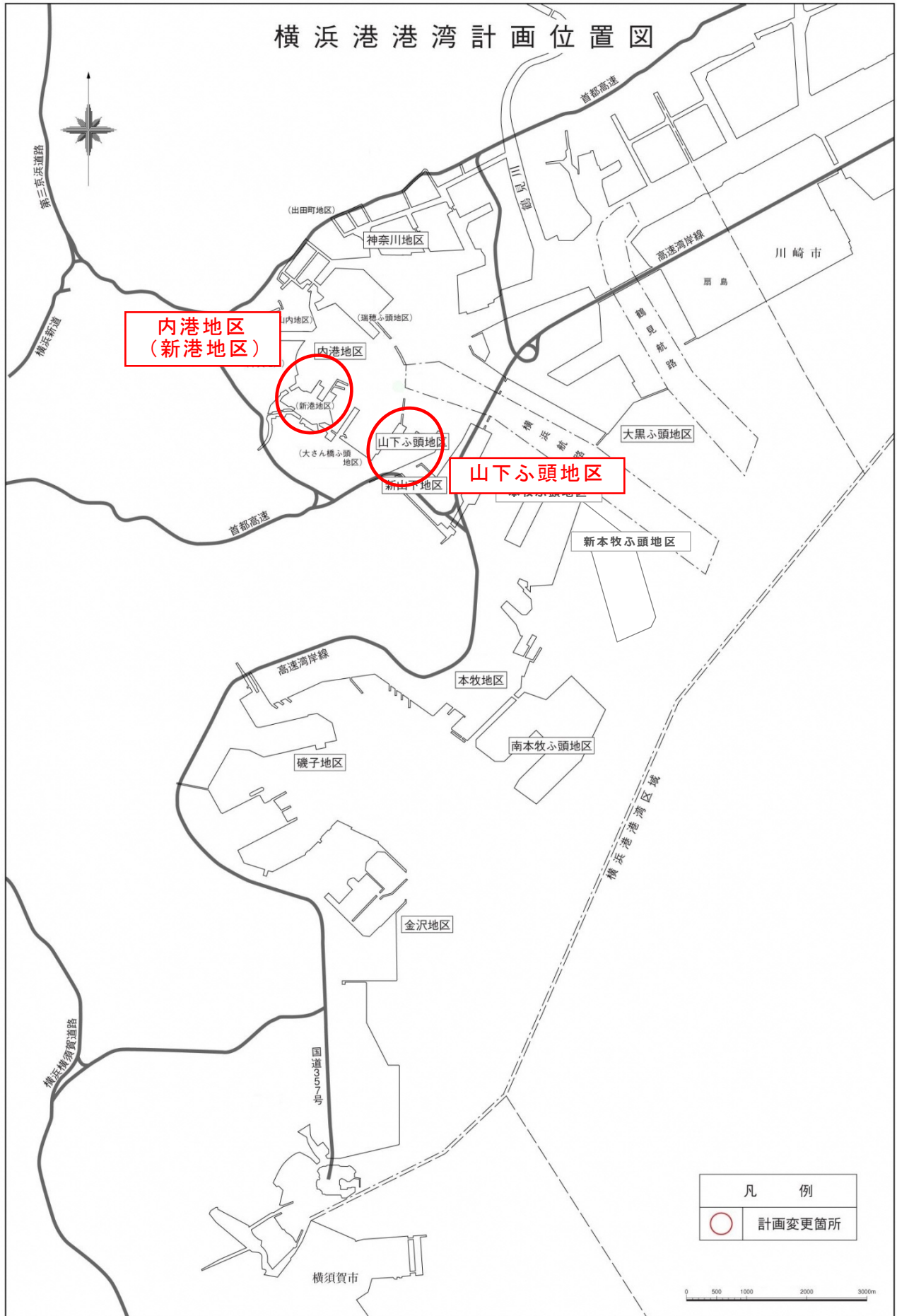
水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 200 m [新規計画] YS2

なお、これに伴い、港内の施設配置を見直し、次の大規模地震対策施設計画を削除する。

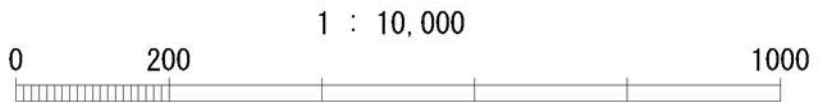
内港地区（新港地区）

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 140 m [既定計画] SK8

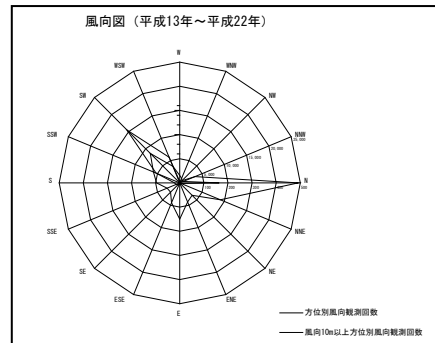
横浜港港湾計画位置図



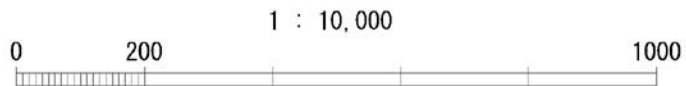
横浜港港湾計画図 〔山下ふ頭地区〕



凡 例		
	防波堤	(既 設)
	公共岸壁	(既 定 計 画)
	公共岸壁 (緊急物資輸送用)	(今 回 計 画)
	埠頭用地	(既 定 計 画)
	緑 地	(既 定 計 画)
	交通機能用地	(既 定 計 画)
	(臨港道路)	(今 回 計 画)
	その他用地	(既 定 計 画)
	自然的環境を整備又は保全する区域	
	レクリエーション等活性化水域	



横浜港港湾計画図 〔内港地区（新港地区）〕



凡 例		
	公共岸壁	(既 設)
	公共岸壁(緊急物資輸送用)	(既 設)
	物資補給岸壁	(既 設)
	専用岸壁	(既 設)
	小型さん橋	(既 設)
		(既定計画)
	埠頭用地	(既 設)
	緑 地	(既 設)
		(既定計画)
	交通機能用地	(既 設)
	(臨港道路)	(既定計画)
	その他用地	(既 設)
	自然的環境を整備又は保全する区域	
	レクリエーション等活性化水域	
	良好な景観を形成する区域	
	外航旅客の良好な受入環境を形成する区域	

